

横浜市記者発表資料

令和8年3月27日
教育委員会事務局
教職員企画部教職員人事課
東部学校教育事務所教育総務課
北部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 概要及び処分内容

1	所属	高等学校
	被処分者	教諭（男性・40代）
	処分日	令和8年3月27日
	処分内容	停職9月
	監督者責任	現任校校長・厳重注意 前任校校長・文書訓戒
	概要	当該教諭は、前任校及び現任校において、研修や部活動引率などに関する業務出張を申請した際、実際には行っていない出張等の申請を混在させ、旅費や特殊勤務手当計176,290円を、不正に受給した。

2	所属	中学校
	被処分者	教諭（臨時的任用職員・男性・20代）
	処分日	令和8年3月27日
	処分内容	懲戒免職（退職手当等全額不支給）
	監督者責任	校長・厳重注意 前校長・厳重注意相当（既退職のため）
	概要	当該教諭は、令和6年5月から令和7年7月までの間に、生活費や飲食費の支払い等に充てるため、当該校教職員の親睦会費から合計で約87万円を横領した。

3	所属	中学校
	被処分者	教諭（男性・30代）
	処分日	令和8年3月27日
	処分内容	停職3月
	監督者責任	校長・厳重注意
	概要	当該教諭は、令和7年12月12日、職場の懇親会において泥酔し、同僚の被害教諭1名に対し、抱きつく、頭をなでる、手をつなぐ等のセクシュアル・ハラスメントを行った。

2 教職員企画部長コメント

教職員による非違行為が相次いで発生したことは、決してあってはならない事であり、市民の皆様、児童生徒・保護者の皆様の教育への信頼を損ねる結果となったことを、深くお詫び申し上げます。

教育委員会では、これまでも研修や指導の徹底を行い、重層的かつ総合的な再発防止策も進めておりますが、今回の事態は規範意識や倫理観の浸透が十分でないことを示しており、深刻に受け止めております。

当該教諭らには、教員という職責に鑑みて、厳正な処分を行いました。今後も非違行為については毅然として対処していくとともに、これまでの取組を改めて検証・強化し、信頼回復に向けて、教育委員会一丸となって全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

1について	教職員企画部教職員人事課	Tel 045-671-3244
2について	東部学校教育事務所教育総務課	Tel 045-411-0605
3について	北部学校教育事務所教育総務課	Tel 045-944-5970